COP31 CMP21 CMA8 通信No.2

Kiko

◆アンタルヤ◆

11月
13日

気候ネットワーク

〒604-8124京都市中京区帯屋町574番地高倉ビル305
〒102-0093 東京都千代田区平河町2丁目12番2号藤森ビル6B
E-mail: kyoto@kikonet.org URL: https://www.kikonet.org/

気候ネットワークは、地球温暖化対策に取り組む市民のためのネットワークです。
「Kiko」は、温暖化問題の国際交渉の状況を伝えるための会期内、会場からの通信です。

世界リーダーズサミット開催 ー 各国首脳は何を語ったのか

11月12日と13日の2日間、世界の首脳が集まる世界リーダーズサミットが開催された。世界リーダーズサミットは通常COPの初日に行われることが多いが、今年は会議3日目と4日目に行われた。セキュリティの観点から大規模な交通規制や入場規制が実施され、会場はかなり混乱していた。

オープニングセレモニーでは、国連のグテーレス事務総長がスピーチを行った。グテーレス氏は、今こそ科学に基づいた公正かつ秩序ある、公平な再生可能エネルギーへの移行を加速させる時だと述べた。さらに、2026年で事務総長を退任するが、これからも真実を語り、擁護者として、そして同盟者として肩を並べて共に戦い続けると語った。

リーダーズサミットは、各国首脳が交渉の進展のための信頼を築く場であり、新たなコミットメントや自国の気候変動対策を世界にアピールする場でもある。多国間協力への圧力が増す中、その重要性はかつてないほど高まっている。

昨年のCOP30議長を務めたブラジルからは、再選を果たしたばかりのルラ大統領が参加し、力強いスピーチを行った。ルラ大統領は、COP30議長主導でまとめられた脱化石燃料と森林減少防止に関するロードマップに言及し、これらがグローバル・ストックテイクをはじめとするCOPのプロセスと連携していくことを求めた。

各国によるステートメントで、欧州委員会のフォン・デア・ライエン委員長は「35 by 35 Global Electrification Pledge」への支持を表明し、他国にもこれを呼びかけたほか、EUの電化行動計画にも言及し、この実施を強調した。一方で、化石燃料からの脱却については言及がなく、Climate Action Network Europe（CAN-Europe）はこれに落胆の声を上げた。

また、バルバドスのミア・モトリー首相は、オーバーシュートは避けられないとしても、これは子どもたちの未来を担保とする「気温の負債」であり、必ず返済される必要があると述べた。気候資金の増額、脆弱な国々への債務救済、そしてクリーンエネルギーへの投資拡大を強く求めた。

一方で、日本の高市首相はリーダーズサミットを欠席した。同じく、ドイツやフランス、カナダなど多くの先進国の首脳が出席を見送った。11月10日、日本を含むリーダーズサミットを欠席した先進国の首相らは、世界最大級の国際環境NGOネットワークであるClimate Action Network（CAN）の主催する「本日の化石賞」を受賞した。途上国の首脳の欠席も見られたが、CANは、過去の排出量で大きな割合を占める先進国には途上国へ資金や支援を提供する責任があるにも関わらず、その多くが欠席したことに対して、国際協力の暗い兆候だと批判した。

エネルギー・デー

COP31の「エネルギー・デー」である11月10日、市民社会は複数のアクションを行い、数百人のCOP来場者が観衆として集まった。化石燃料からの公正な移行を求めるアクションでは、参加者は労働者の権利、エネルギーのコミュニティ所有、そして普遍的なエネルギーアクセスを移行の中心に据え、化石燃料を公正な方法で段階的に廃止することを訴えた。また、このアクションでは、電化は再生可能エネルギーによって達成されるべきであり、新規の化石燃料の開発と拡大は不要であることが強調された。

また、環境NGOや労働組合など分野を超えた市民社会が、世界で公正な移行の実施を推し進めるための枠組みとして提案している「ベレン・アンタルヤ・メカニズム（BAM）」の実現を求めるアクションを行い、スピーチや歌を通じて、参加者は、障害者の権利、先住民族の権利、そして労働者の権利なくして公正な移行はあり得ないことを伝えた。

写真：市民社会のアクションの様子



公正なエネルギー移行に向けた議論が開始 ー 交渉の進捗

－公正な移行

公正な移行は地域ごとの取り組みが不可欠である一方、多国間協力も重要な要素だ。2022年のCOP27で公正な移行に関する国際的な議論と具体的対策を進めるための「公正な移行作業計画（JTWP）」の策定が決まり、昨年のCOP30では世界で公正な移行の実施を後押しするための「公正な移行メカニズム」の設置を決定した。

COP31では、メカニズムをどのように機能させるのか、そして今後の運用のタイムラインなどをさらに具体化するべく議論が続いている。11月10日には、各国政府交渉官による1回目の会議が行われた。島嶼国や中南米の途上国はメカニズムの設立を支持し、メカニズムの早期設立・運用化と、共通だが差異のある責任に基づいた取り組みを求めた。一方で、一部の先進国はメカニズムの設立にあたって必要となる基金の設立には反対する立場をとった。日本などは公正な移行について言及している既存の枠組みを整理したうえで、それらを最大限活用する方針を求めた。COP31でのメカニズムの実質的な設立が求められるが、他の枠組みとの連携や方法論をめぐっては、合意に向けた調整が必要だ。

－緩和作業計画（MWP）

緩和作業計画（MWP）は、COP交渉において、緩和（排出削減）に特化して議論を行う唯一の交渉議題である。MWPは2026年で終了することが決まっており、COP31までに継続に関する結論を出すことが求められている。10日、11日に行われた会議では、MWPを継続するにあたっての具体的なアイデアを各国交渉官が出し合った。今後は、ファシリテーターが各国から出された意見をとりまとめた文書を作成し、さらに議論を続ける予定である。しかし、これまでもMWPの在り方について締約国間の意見が分かれており、議論が膠着してきた。今回のCOP31では、MWPの継続に関して、排出削減の野心と実施を強化するための実効的な合意を形成できるかが課題である。

－カバー決定

カバー決定とは、各交渉議題には入らないものの、重要な合意をとりまとめた決定文書である。1週目の終盤から2週目の初めにかけて、COP議長が提案したカバー決定の内容を議論していくことが慣例となっているが、今回は会議2日目から議論が始められ、オブザーバーにも議論が公開された。異例のことである。今後、各国からの意見募集を経て第一ドラフトが提案される見込みだ。1.5℃目標とオーバーシュート（1.5℃の一時的な超過）や電化、脱化石燃料に関する内容が盛り込まれるかどうかが焦点となるだろう。

－脱化石燃料ロードマップ

11月10日には、COP30議長国ブラジルによる脱化石燃料ロードマップのイベントが盛り上がりを見せた。グテーレス事務総長、歴代のCOP議長、ジョン・ケリー元米国務長官らを招き、2025年4月に開催された「第1回化石燃料からの移行会議」のホスト国であるオランダが600万ユーロ（約10億円）の資金拠出を約束するなど、ブラジルがこのイベントの開催に相当な準備を重ねたことが伺えた。ロードマップの説明で繰り返されたのは、「万能な解決策はない（no one size fits all）が、目指すところは一つ」ということだ。COP30議長とそのチームが本ロードマップで描いたように、世界が目指すべき脱化石燃料に向け、各国がまずはこのロードマップを活用して自国のロードマップを策定し、脱化石燃料に関する対話の場を継続し、グローバル・ストックテイクのプロセスに活かしていくという道筋を実現できるかが今後の課題である。

気候資金作業計画で、具体的な進展が見られるか（11月10日ECO抄訳）

COP31が無事開幕して1週目の会合が進む中、ECOは慎重に様子を伺いつつ期待を寄せている。気候資金作業計画（CFWP）に関する議題は比較的スムーズに採択された。資金関連の議題としては、ほぼ奇跡に近い。これで締約国は同作業計画の範囲や実施方法について議論し合意するための正式な場を得たことになる。パリ協定第9条1項に基づく先進国の義務について話し合うために、この機会を活用すべきだ。COP31が信頼に足る「実施のCOP」と見なされるためには、適応資金を3倍に増やすことを含め、公的資金の拡充が不可欠である。

さて、CFWPの土台は整った。第1週が終わるまでに、以下の3点について進展が見られることを期待している。

適用範囲：CFWPは、パリ協定の第9条1項に書かれている「先進国は資金を供与する義務がある」という点に焦点を当てるべきである。緩和、適応、公正な移行、そして損失・損害への各国のコミットメントは、グラントベース（無償供与型）の支援や極めて譲許的な公的資金があってこそ説得力をもつのだ。

実施方法とスケジュール：ECOは、行動につながる結論が出ない会議を繰り返すことにはもうウンザリだ。今回の作業計画には、具体的な行動計画として、目標や実施スケジュール、枠組み、方法論に関する指針、さらに資金支援の量と質について明確に示す政治的コミットメントを盛り込む必要がある。単なる意思表示にとどまらず、資金が実際にどこに配分されるかを示すべきだ。

透明性：最後に、話し合いのプロセスはオブザーバーにも公開されていなければならない。公的資金、法的義務、および公約の履行に対する説明責任に関する議論は、密室で行うべきではない。

公的資金には「公」の厳しい監視が不可欠である。各国政府が説明責任を真剣に果たそうとするのであれば、密室での交渉によって透明性がないがしろにされるようなことはあってはならない。

※ECOは、気候変動問題に取り組むNGOのネットワーク Climate Action Network がCOPなどで発行しているニュースレターです。

会議場通信Kiko COP31 CMP21 CMA8 No.2
2026年11月13日 トルコ・アンタルヤ発行
執筆・編集：浅岡美恵、鈴木康子、菅原怜、榎原麻紀子、森山拓也、田中十紀恵、アイダ・ワーク、中西航
（問合せ：メール kyoto@kikonet.org）